

元豊都土発第 2796 号

令和 2 年 1 月 30 日

豊島区地域公共交通会議委員 各位

豊島区地域公共交通会議

会長 太田 勝敏

第 19 回豊島区地域公共交通会議の書面開催について(通知)

初春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年 11 月 27 日の運行を開始した『IKEBUS(イケバス)』について、下記のとおり協議が必要となりましたが、軽微な変更であり、速やかに実施したいため、書面により開催させていただきます。つきましては、下記の協議事項について、**令和 2 年 2 月 5 日まで**に別紙によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

● 協議事項

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書(令和元年 8 月 26 日)記載事項のうち、運賃(料金)の適用方法について、「高齢者は、シルバーパスの提示者が対象」を「高齢者は、65 歳以上の年齢を確認できる証明書の提示が対象」に改める。

理由

区の高齢者施策として、高齢者にも利用しやすい乗り物として、高齢者の割引運賃の適用範囲を拡大したいため。

以上

《連絡先》

豊島区都市整備部土木管理課
地域交通グループ 担当：今井・和田
TEL：03-4566-2635

令和 2 年 1 月 30 日付け元豊都土発第 2796 号で協議のありました下記事項について、以下のとおり回答します。

記

運賃(料金)の適用方法について、「高齢者は、シルバーパスの提示者が対象」を「高齢者は、65 歳以上の年齢を確認できる証明書の提示が対象」に改めることについて。

このことについて、

承諾します。

承諾しません。

令和 2 年 月 日

氏名 _____

※手続きの都合上、お手数ですが令和 2 年 2 月 5 日までにご返信をお願いします。

以上

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書(案)

令和 2 年 1 月 30 日付け豊島区地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

	一回券	3 時間券	一日券	二日券
大人	200 円	300 円	500 円	800 円
子ども 高齢者 障害者	100 円	100 円	250 円	400 円

※高齢者は、65 歳以上が対象

«年齢がわかる身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を提示»

※障害者は、障害者手帳の提示者が対象

※子どもは小学生以下が対象(未就学児は無料)

※券種については、運行開始後の状況を踏まえて販売の可否を検討。

※上記以外の券種については、区と協議の上、可否を決定し、本会議に報告致します。

以上

令和 2 年 1 月 30 日
豊島区地域公共交通会議
会長 太田 勝敏